

別記（第2関係）

事業区分	補助対象要件
次世代型ハウス整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹又は花卉の栽培を目的とする施設であること。 ・本人所有地又はハウスの耐用年数以上の土地の利用権設定等がされる土地に整備するものであること。 ・整備面積は、概ね50a以上であること（下限面積は40aとする。）。 ・耐風速35m/s以上、軒高2.5m以上のハウスであること。 ・温度、湿度、炭酸ガス濃度等、3項目以上の環境制御を行う装置を備えること。 ・重油ボイラーを整備する場合は、流出防止装置付き燃料タンクを併せて整備すること。 ・整備したハウスの利用者は農業法人又は事業完了までに農業法人になることが確実と認められる者であること。 ・整備したハウスは「学び教え合う場」とし、ほ場又は成果発表会で取り組み内容を報告すること。 ・取組主体以外の農業者に次世代型ハウスを貸し付けることができることとし、取組主体が賃付料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）/当該施設の耐用年数＋年間管理料」により算出される額以内であることとし、その賃借契約は書面によって行うこと。
生産関連施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業クラスタープランに位置づけられた次世代型ハウスの整備や露地園芸作物の生産拡大等に伴って必要となる生産関連施設であること。
農業クラスター加算事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業クラスタープランにおいて、概ね50a以上の次世代型ハウスの整備等による生産面積の拡大を核として、異なる2業種以上の関連産業の集積がみられ、それぞれの関連産業で1名以上（計2名以上）の新たな雇用（1名あたり週20時間以上の雇用）が見込まれること。 ・補助金額を加算する対象施設は、農業クラスタープランに位置づけられた次世代型ハウスや生産関連施設であること。 ・以下のいずれかに該当していること。 <ul style="list-style-type: none"> ①国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農山漁村振興交付金等の国事業の割当内示が得られているものとし、既に着手したものではないこと。 ②次世代型ハウス整備事業又は生産関連施設整備事業を活用していること。
雇用奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代型ハウス、生産関連施設及び関連する事業者*での新規雇用であること。 ・1名当たり週30時間以上の雇用で、期間の定めのない労働契約を締結している正規社員であること。 ・次世代型ハウス及び生産関連施設における場合は、交付決定日から操業開始後1年を経過する日までに労働契約を締結している正規社員（「農の雇用事業」の受給対象となる法人等就業研修生を除く。）であり、6カ月以上継続した雇用が見込まれること。 ・関連する事業者における場合は、交付決定日から当該年度末までの間に労働契約を締結している正規社員であり、6カ月以上継続雇用していること。 <p>*関連する事業者とは、農業クラスタープランの核である作物と関連のある加工事業、観光事業、物流事業、直販所及びレストラン等の事業者をいう。</p>

アドバイザー支援事業	<ul style="list-style-type: none">・次世代型ハウスの経営安定や農業クラスターの維持発展のために委嘱等をしたアドバイザーであること。ただし、次世代型ハウスについては、平成 28 年度以降に営農を開始するものに限る。・交付決定日から操業開始後 3 年を経過する日までの間に委嘱等をしたアドバイザーであること。
------------	--

※生産関連施設整備事業、農業クラスター加算事業、雇用奨励事業及びアドバイザー支援事業における「次世代型ハウス」とは、耐風速 35m/s 以上、軒高 2.5m 以上、温度、湿度、炭酸ガス濃度など 3 項目以上の環境制御を行う装置を備えるのもので、平成 26 年度以降に整備されたものを含む。